

子どものための教育・保育給付 認定申請書 兼 保育所入所申込書

令和 年 月 日

(宛先) 中央区長
子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付認定について、次のとおり申請します。
(宛先) 中央区福祉事務所長
児童福祉法による保育所への入所を次のとおり申し込みます。

住所	東京都中央区 <small>※法人にあつては、主たる事務所の所在地及び子どもの住所</small>	丁目	番	号	号室
前年・本年1月1日現在の住所 (上記と異なる場合のみ記入)	(4月～8月利用：前年) (9月～3月利用：本年)				
ふりがな			電話	携帯(父) ()	<input type="checkbox"/> 主な連絡先
申請者 (保護者) 氏名	<small>※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名</small>			携帯(母) ()	<input type="checkbox"/> 主な連絡先
自宅					

家族の状況 ※家族以外で同居している者及び同居していない家族も記入してください。

氏名 ※保育を希望する児童の番号を○で 囲んでください。	申込児童 との続柄	生年月日	職業、学校、 保育園等	同居 別居 の別	認定 区分	個人番号 (マイナンバー)
1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ふりがな		昭平 (歳) 年 月 日		同・別	/	
2 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ふりがな		昭平 (歳) 年 月 日		同・別	/	
3 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ふりがな		昭平 (歳) 令 年 月 日		同・別	2号 3号	
4 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ふりがな		昭平 (歳) 令 年 月 日		同・別	2号 3号	
5 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ふりがな		昭平 (歳) 令 年 月 日		同・別	2号 3号	
6 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ふりがな		昭平 (歳) 令 年 月 日		同・別	2号 3号	

申請理由 就労 復職 妊娠・出産 疾病・負傷・障害 介護・看護 災害復旧
 求職 学校等に在学 職業訓練 その他 ()

保育短時間
(9時から17時まで)の希望

具体的状況 希望する

保育を希望する期間 令和 年 月 初日 から 令和 年 月 末日・小学校就学前まで

希望園名	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	
	第4希望	
	第5希望	
	第6希望	
	第7希望	
	第8希望以下の希望がある場合は、別紙を付けてください。	

書類持参： 本人 使者 代理人（委任状）
番号確認： 番号C 通知C 番号記載の住民票 本人同意により職権記載 拒否
身元確認：1点（ 番号C 免許証 旅券 障害 在留 他（ ）） 2点（ 、 ） 拒否

保育園入所申し込みに関する重要事項確認書

①申し込み前に

保育園のごあんないを読み、内容を十分理解した上でお申し込みください。

②提出書類

入所申し込みに必要な書類は、提出期限までに必ずご提出ください。不足書類がある場合は利用調整の対象になりません。提出期限後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。

③書類の記載内容の確認

提出された書類について、公簿に記載された情報の照会や、就労先などへの電話や訪問などによる調査を通じて確認することがあります。

④申し込み後の内容変更

入所申し込み後に家庭状況（就労、妊娠・出産、住所、連絡先、保育状況など）の変更があった場合、必要書類を提出していただきます。速やかにお手続きください。書類が間に合わない場合や利用開始後に変更する予定の場合も必ずご連絡ください。入所の意思がなくなったときは、提出期限までに保育所入所（転園）申込取下届をご提出ください。

⑤入所内定・入所決定の取り消し

- ア 提出された子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書、保育の必要性を証明する書類に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、内定取り消しまたは退園となります。
- イ 提出された子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書、保育の必要性を証明する書類の内容と入所内定または入所決定後の実態に差異がある場合は、内定取り消しまたは退園となります。

【「差異がある場合」の主な例】

項目	申込時の状況	内定または決定後の状況
保護者の状況	就労状況が週5日／1日8時間	就労状況が週3日／1日4時間
	復職予定	育児休業取得の会社に復職せず退職または転職
母の状況	申込時に出産の予定があったが書面による申告がなかった	出産予定月の前後2カ月の間に入所内定・決定
お子さんの状況	認可外保育施設で保育	内定前に認可外保育施設を退園 利用実績が週3日／1日4時間未満

⑥保育園の希望方法

希望園は、空き状況に関係なくいくつでも記入できます。通える範囲でお選びいただき、入所したい順にご記入ください（入所を希望しない園は記入しないでください）。申し込みができない園を希望したとき（利用開始日時点の年齢・月齢が保育実施年齢・月齢に満たない場合、分園・本園などでクラスが対象外の場合や希望園が認証保育所である場合など）は、該当園については自動的に取り下げとなります。兄弟姉妹で申し込みをする方は、兄弟姉妹入所（転園）条件確認表の提出が必要です。

⑦育児休業からの復職を理由とする入所申し込み

- ア 復職とは育児休業を取得した就労先に職場復帰することです。育児休業中または終了後に復職せず退職（転職含む）した場合や、入所した月の月末までに復職できない場合、復職が確認できない場合は、内定取り消しまたは退園となります。
- イ 利用希望月に入所が内定せず育児休業を延長した方で、延長後の復職予定日より前に入所が内定しても復職ができない場合は、保育所入所（転園）申込取下届を利用希望月の提出期限までに提出し、申し込みを取り下げてください。再度利用を希望する場合は、延長後の復職予定月から改めて申し込みが必要です。
- ※ 期限までに保育所入所（転園）申込取下届の提出がなく、内定後に復職できないことが確認された場合は、内定が取り消しとなるとともに、申し込みは自動的に取り下げとなります。また、その際に区から通知はいたしません。

⑧中央区に転入予定の方の入所申し込み

- ア 利用希望月の前月末までに転入することがわかる書類（中央区への転入誓約書および不動産の売買（賃貸借）契約書の写し）の提出が必要です。
- イ 利用調整を行う歳児クラスを判定するため、申込児童の生年月日が確認できる書類の提出が必要です。
- ウ 転入予定で入所申し込みをした方は、入所が内定したかどうかにかかわらず、利用希望月の前月末の最終開庁日17時までに転入の届出および中央区民としての申請（転入再申請）が必要です。手続きがない場合、翌月以降の利用調整（申し込みを取り下げ、再度の申し込みをした場合も同様）については、中央区民の利用調整を終えた後に行います。また、入所が内定した場合でも、転入の届出および転入再申請がなければ内定辞退とみなします。内定辞退の取り扱いは、中央区民と同様です。
- エ 保留通知書などの利用調整結果に係る書類は、転入再申請の手続き後に発行します。転入再申請の手続きを行わない場合は発行できません（「希望する保育園に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合も含まれます。）。

⑨疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのあるお子さんの入所申し込み

- ア 健康状態調査書の提出が必要です。
- イ 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなど、気になることがあるお子さんについては、保育園の受け入れ体制が整わないなどの理由で、入所希望園の変更や、登園開始が利用希望月の初日からとは限らない場合があります。また、その申し出がなく内定後に判明した際は、一旦内定を取り消した上で、改めて入所先の保育園を調整するため、ご希望の入所時期にご案内できない場合があります。食物アレルギーについても、事前にお申し出ください。

裏面に続きます。

⑩利用調整

- ア 利用調整は、提出期限までに提出された書類を基に行います。提出期限後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。
- イ 就労条件（就労日数、就労時間）に変更があった場合は、子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届および就労証明書の提出が必要です。
- ウ 利用調整は、就労証明書などに記載されている内容で行います。時間短縮勤務を終えて通常就労時間での就労となった場合は、子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届および時間短縮勤務終了について記載した就労証明書の提出が必要です。提出がない場合は、時間短縮勤務の就労時間数で基本指数を決定し、利用調整を行います。
- エ 就労内定で申し込み後に就労を開始した場合は、子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届、就労開始後の就労証明書および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、就労内定の基本指数で利用調整を行います。
- オ 求職活動で申し込み後に就労先が決定または就労を開始した場合は、子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届、就労開始後の就労証明書および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、求職活動の基本指数で利用調整を行います。
- カ 中央区に在勤・在学（予定を含む）での申し込みの場合並びに転入予定で申し込みをし、利用希望月の前月末までに転入および転入再申請が行われなかった場合の利用調整については、中央区民の利用調整の後に行います。
- キ 保育料の滞納がある場合、利用調整指数が大幅に減点となります。申し込み前に必ず納付を済ませてください。
- ク 就労証明書の証明内容に対して、就労実績や収入実績に整合性がない場合は、利用調整指数が減点となります。
- ケ 利用希望月に入所保留となった場合、申込有効期間内であれば翌月以降も利用調整を行います（申込書の有効期間については、⑫教育・保育給付認定の有効期間、⑬子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書の有効期間をご参照ください）。

⑪支給認定証の交付

保育の必要性が認定された方には、支給認定証を発行します。支給認定証は、利用調整結果には関係なく、保育が必要と認められた方全員に交付します。なお、教育・保育給付認定の審査結果は、利用調整の結果と同時期にお知らせします。

⑫教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定の保育を必要とする事由により、認定の有効期間が異なります。有効期間が終了する前に子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届と保育の必要性を証明する書類をご提出ください。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。認定の有効期間が終了した場合、入所申し込みについても有効期間終了となりますのでご注意ください。また、転出した場合は、原則として転出した日の前日の属する月の末日をもって取り消します。

⑬子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書の有効期間

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書および添付書類の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（12月～2月を除く）のうちいずれか早い日までとなります。引き続き入所を希望される場合は、有効期間終了前に改めて申し込みが必要です。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。また転出した場合も転出した日の前日の属する月の末日をもって有効期間終了となります。

⑭入所内定の辞退

入所内定を辞退する場合、保育所入所（転園）申込取下届を内定月の前月末までに必ずご提出ください。内定を辞退した月から1年間は、利用調整における調整指数の加算および優先順位は適用されません。

例：令和6年5月利用調整の内定を辞退した場合は、令和7年4月利用調整まで

なお、入所を再度希望する場合は、改めて申し込みが必要となります。

⑮入所前の面接・健康診断

内定後、入所前に保育園長との面接および園医によるお子さんの健康診断を行います。その結果、集団保育になじまない状況が確認できた場合、内定が取り消しになることがあります。なお入所前の面接と健康診断を受けてから登園開始となります。

⑯保育園への情報提供

保育園に内定した場合、提出された就労証明書などの書類について、入所が内定した保育園へ情報提供します。また、入所後においても就労状況や家庭状況などの変更があった場合は、随時情報提供します。

⑰利用開始後の書類提出

入所後、お子さんの保育が必要である状況を確認するため、就労証明書などを提出していただきます。なおその後も家庭状況（就労、妊娠・出産、住所、連絡先、保育状況など）に変更があった場合、必要書類を提出していただきます。速やかにお手続きください。

食物アレルギーのあるお子さんは、入所決定後に保育園に必要書類を提出していただきます。

⑱その他

この申し込みに係る審査のため、住民基本台帳に記載された情報及び給付認定に必要な課税情報の確認をすることに同意します。

本確認書の事項についてすべて確認しました。 令和 年 月 日

世帯主 氏名 _____

※世帯主の氏名は自署してください。